

第4回未来戦略創出会議
令和3年9月1日
3-4-1

令和3年第3回豊島区議会定例会提出予定案件

- 1 令和2年度豊島区一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 令和2年度豊島区国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 3 令和2年度豊島区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について
- 4 令和2年度豊島区介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 5 専決処分の報告及び承認について
 - (1) 専決処分日＝令和3年7月30日
 - (2) 処分内容＝豊島区長及び副区長の給料等に関する条例の特例に関する条例
 - (3) 処分に係る条例について
 - ① 制定内容＝区長の給料1か月分を1割減額する。
 - ② 制定理由＝区職員による不祥事を重く受け止め、区長の給料を減額することについて特例を定めるため。
 - ③ 施行期日＝令和3年8月1日（1月を経過した日に効力を失う。）
 - (4) 処分の根拠＝地方自治法第179条第1項
 - (5) 報告の根拠＝地方自治法第179条第3項

6 専決処分の報告について（街路樹への接触による自動車
損傷事故和解の件）

- (1) 専決処分日＝令和３年６月２５日
- (2) 処 分 内 容＝令和３年２月２２日、豊島区南大塚三丁目４２番５号前の区道において、相手方の従業員が相手方所有の車両（ロングアルミバン）を運転中、歩道の植込みから車道側に傾き当該区道上にはみ出していた区所有の樹木（サクラ）の幹に同車両が接触したことにより、同車両の助手席側の荷台部分が損傷し、同樹木の樹皮が剥がれた事故について、相手方と和解した。
- (3) 賠 償 額＝６９０，８００円（相手方からの賠償額
８，５８０円と相殺し、６８２，２２０
円を支払った。）
- (4) 処分の根拠＝①地方自治法第１８０条第１項
②訴えの提起、和解、調停及び損害賠償
額の決定に関する区長の専決処分につ
いて（平成１６年２月１３日区議会議
決）第１号「目的の価額が１００万円
以下」の和解
- (5) 報告の根拠＝地方自治法第１８０条第２項

7 専決処分の報告について（リヤカー操作中の自動車損傷事故和解の件）

- (1) 専決処分日＝令和3年9月1日
- (2) 処 分 内 容＝令和3年7月6日、豊島区池袋本町一丁目25番先の区道において、池袋本町小学校の教員が操作していたリヤカーが、相手方が使用する駐車中の車両（軽ワンボックス車）の左側後部角に接触し、同車両が損傷した事故について、相手方と和解した。
- (3) 賠 償 額＝104,324円
- (4) 処分の根拠＝①地方自治法第180条第1項
②訴えの提起、和解、調停及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について（平成16年2月13日区議会議決）第1号「目的の価額が100万円以下」の和解
- (5) 報告の根拠＝地方自治法第180条第2項

8 令和2年度決算における健全化判断比率の報告について

（単位：％）

実質赤字 比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
— (11.25)	— (16.25)	△1.7 (25.0)	— (350.0)

上表の括弧内の数値は、早期健全化基準を示す。

9 豊島区附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容＝別表中、池袋保健所跡地活用事業者審査委員会、池袋副都心移動システム運営事業者選定委員会、豊島区造幣局地区防災公園事業者審査委員会及び旧第十中学校跡地活用等事業者審査委員会の項を削り、豊島区みどりの基本計画策定委員会の項を加える。

(2) 改正理由＝池袋保健所跡地活用事業者審査委員会等を廃止するとともに、豊島区みどりの基本計画策定委員会を区長の附属機関として位置付けるため。

(3) 施行期日＝公布の日

(4) 附則で豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する。

① 改正内容＝別表中、池袋保健所跡地活用事業者審査委員会委員、池袋副都心移動システム運営事業者選定委員会委員、豊島区造幣局地区防災公園事業者審査委員会委員及び旧第十中学校跡地活用等事業者審査委員会委員の項を削り、豊島区みどりの基本計画策定委員会委員の項を加える。

② 改正理由＝当該区長の附属機関に係る委員の報酬を定めるため。

③ 施行期日＝公布の日

1 0 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（仮称）

- （１） 改正内容＝①情報提供等記録の訂正請求に応じる決定をした場合の通知先を改める。
②条ずれを改める。
- （２） 改正理由＝行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の一部改正に伴い、関係条例につき、所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため。
- （３） 施行期日＝公布の日
- （４） 関係条例＝ア 豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（上記②の改正）
イ 豊島区個人情報等の保護に関する条例（上記①及び②の改正）

1 1 豊島区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

- （１） 改正内容＝条例中に豊島区立目白生活実習所分室を追加する。
- （２） 改正理由＝豊島区立目白生活実習所分室を設置する。
- （３） 施行期日＝令和４年４月１日

1 2 豊島区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 改正内容＝①男女の混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げる。
②レジオネラ症対策強化のため調節槽の衛生措置基準を定める。
③気泡発生装置等の構造設備基準を定める。
④その他、規定の整備を行う。
- (2) 改正理由＝公衆浴場における衛生等管理要領（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知別添2）の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため。
- (3) 施行期日＝①②令和4年1月1日
③④公布の日

1 3 豊島区が管理する特別区道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 改正内容＝条例中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。
- (2) 改正理由＝移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の一部改正に伴い、規定の整備を図るため。
- (3) 施行期日＝公布の日

- 1 4 豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例
- (1) 改正内容＝電磁的記録に関する規定を加える等。
 - (2) 改正理由＝家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準（平成26年厚生労働省令第61号）
の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、
規定の整備を図るため。
 - (3) 施行期日＝公布の日
- 1 5 豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- (1) 改正内容＝電磁的記録に関する規定等を改める等。
 - (2) 改正理由＝特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業並びに特定子ども・子育て支援施設等の
運営に関する基準（平成26年内閣府令第
39号）の一部改正に伴い、所要の改正を
行うほか、規定の整備を図るため。
 - (3) 施行期日＝公布の日
- 1 6 池袋第一小学校改築に伴う初度調弁（第1次）真空冷却
機他の買入れについて
- (1) 買入れの目的＝池袋第一小学校改築に伴う初度調弁
（第1次）
 - (2) 買入れの方法＝希望型指名競争入札
 - (3) 種類及び数量＝真空冷却機その他
66品目の給食室備品等 99件
 - (4) 買入れ価格＝56, 298, 000円
 - (5) 買入れの相手方＝東京都中央区新川一丁目26番2号
新川NSビル8F
株式会社中西製作所 東京支店
支店長 高橋 秀和

1 7 池袋大橋東側上部工改修工事請負契約の一部の変更について

(1) 内 容＝令和2年3月17日及び同年7月15日に議決された池袋大橋東側上部工改修工事請負契約の一部の変更

(2) 変更点＝契約金額「513,002,600円」

↓

「530,687,300円」

(3) 理 由＝設計変更により契約金額を改めるため。

1 8 特別区道路線の廃止について

(1) 廃止路線（全部廃止）

① 路線名＝42－320

② 起終点＝豊島区南池袋二丁目27番6先
豊島区南池袋二丁目25番33先

(2) 廃止路線（一部廃止）

① 路線名＝42－310

② 起終点＝豊島区南池袋二丁目25番12先
豊島区南池袋二丁目26番13先

(3) 廃止路線（一部廃止）

① 路線名＝42－311

② 起終点＝豊島区南池袋二丁目23番76先
豊島区南池袋二丁目23番63先

(4) 廃止理由＝一般交通の用に供する必要がなくなったため。

1 9 令和3年度豊島区一般会計補正予算（第3号）

2 0 令和3年度豊島区後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

2 1 令和3年度豊島区介護保険事業会計補正予算（第1号）